平成２５年（フ）第８２号
金沢市窪７丁目281番地　ヴィアーレ伏見台308号、従前の住所金沢市久安５丁目175番地
債務者　井川　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８５号
金沢市西泉６丁目１番地14
債務者　坂田　智子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０４号
山梨県甲府市塩部３丁目13番３号　コーポむかわ202号
債務者　添田美和子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
山梨県大月市賑岡町強瀬1848番地　市営石動団地Ｅ―104号
債務者　大洞　俊人
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山梨県大月市賑岡町強瀬1848番地　市営石動団地Ｅ―104号
債務者　大洞トサ子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
長野市大字南長野南県町656番地
債務者　本多　一郎
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
長野県千曲市大字磯部746番地１メイプル山岸106号
債務者　柳澤　勝幸
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６０号
長野県安曇野市豊科南穂高5771番地　孝明豊科舘
債務者　坂本　佳夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６２号
長野県東筑摩郡山形村5529番地７
債務者　澁田見晃一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４５６号
岐阜市松原町11番地３
債務者　清水　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県不破郡垂井町表佐1127番地の３ニューシティトミダＢ201号
債務者　安藤　光生
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
三重県鈴鹿市庄野町28番22号　リバーサイド庄野２Ｂ号室
債務者　広田　重一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５３号
三重県鈴鹿市南玉垣町6517番地の７　川本マンション505
債務者　平等　幸司
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５４号
三重県津市安濃町清水342番地１
債務者　田口千恵美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５６号
三重県鈴鹿市須賀３丁目５番20号
債務者　国分　高弘
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５９号
三重県津市高茶屋４丁目40番22号
債務者　別府　万博
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６１号
三重県鈴鹿市石薬師町280番地の13
債務者　辻　亜紀子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
津地方裁判所破産係